

○守谷市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則

平成18年6月26日

規則第34号

改正 平成19年3月30日規則第21号

平成21年3月27日規則第16号

平成22年5月28日規則第31号

平成22年7月1日規則第36号

平成25年9月24日規則第21号

平成29年6月19日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、守谷市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年守谷市条例第17号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請手續)

第2条 条例第3条の規定による指定管理者の指定の申請は、公の施設の指定管理者指定申請書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第3条第1号の事業計画書は、様式第2号に、同号の収支予算書は様式第3号によるものとする。

3 条例第3条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請団体の定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則等）

(2) 申請団体の経営状況等財務の状況を明らかにする書類（前3事業年度における貸借対照表、損益計算書及び財産目録等。ただし、法人以外の団体については収支決算書及び財産目録等）

(3) 国税及び地方税の納税証明書（公募の開始以降に交付されたもので税を滞納していないことがわかる書類）又は納税義務がない旨の理由を記

した申立書

(4) その他市長が必要と認める書類

4 申請団体で前項に規定する書類がないときは、それに代わる書類を添付するものとする。

(指定の通知)

第3条 市長は、条例第4条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、公の施設の指定管理者指定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(公告等)

第4条 条例第2条第2項の規定による公告は、守谷市公告式条例(昭和30年守谷町条例第6号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(事業の報告)

第5条 条例第6条に規定する事業報告は、公の施設の指定管理者事業報告書(様式第5号)により行うものとする。

(指定の取消し等)

第6条 条例第8条の規定による指定管理者の指定の取消しは、公の施設の指定管理者指定取消通知書(様式第6号)に、同条の指定管理者の業務の停止命令は、公の施設の管理業務停止命令書(様式第7号)により行うものとする。

(委員会の組織)

第7条 条例第12条第3項第3号に掲げる市の職員は、副市長及び教育長とする。

(委員の任期)

第8条 委員会の委員の任期は、市長から委嘱又は任命された日から3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の所掌事務)

第9条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の候補者選定に係る審査基準その他審査の方法に関する
こと。
- (2) 指定管理者の公募に関すること。
- (3) 指定管理者の候補者決定についての審査に関すること。
- (4) その他指定管理者の選定に関し必要な事項
(委員長及び副委員長)

第10条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第11条 会議は、委員長が招集する。ただし、委嘱又は任命後初の会議の招集は、市長が行う。

- 2 委員長は会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことが出来ない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するものとする。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第13条 この規則を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第2条及び第3条の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替

えるものとする。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第8条の規定にかかわらず、平成22年7月2日に委嘱し、又は任命する守谷市公の施設指定管理者選定委員会の委員の任期は、平成25年3月31日までとする。

附 則 (平成19年3月30日規則第21号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年5月28日規則第31号)

この規則は、平成22年7月2日から施行する。

附 則 (平成22年7月1日規則第36号)

この規則は、平成22年7月2日から施行する。

附 則 (平成25年9月24日規則第21号)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月19日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

守谷市長 あて

所在地
名称(団体名)
申請者
代表者の職氏名
連絡先

印

公の施設の指定管理者指定申請書

地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、守谷市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 指定管理者の指定を希望する公の施設の名称及び所在地
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書(様式第2号)及び収支予算書(様式第3号)
 - (2) 申請団体の定款又は寄付行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては会則等)
 - (3) 申請団体の経営状況等財務の状況を明らかにする書類(前3事業年度における貸借対照表、損益計算書及び財産目録等。ただし、法人以外の団体については収支決算書及び財産目録等)
 - (4) 国税及び地方税の納税証明書(公募の開始以降に交付されたもので税を滞納していないことがわかる書類)又は納税義務がない旨の理由を記した申立書
 - (5) その他特に指定された書類

注：申請者は、法人にあつてはその印鑑登録印を、その他の団体にあつては代表者個人の印鑑登録印を押印し、その証明書を添付してください。

事業計画書

1 申請団体の概要

事業名			
申請年月日			
団体名			
代表者氏名		創立年月日	
団体所在地	〒		
電話番号		F A X	
E-mail		U R L	

2 現在運営している施設

運営に係る類似施設	所在地	主な事業内容

3 申請団体の理念及び事業計画(別紙可)

<p>1 団体の理念等について</p> <p>(1) 団体の経営方針</p> <p>(2) 指定管理者の指定申請をした理由</p> <p>2 施設の効用の発揮・市民サービスの向上について</p> <p>(1) 施設利用やサービス向上のための具体策及び具体的な目標値等</p> <p>(2) 利用者等の要望の把握及び実現策</p> <p>(3) 利用者のトラブルの防止策と対処方法等</p> <p>(4) 地域、他施設との連携</p> <p>(5) 自主事業によるサービス向上のための具体策(自主的に行う事業があれば記入してください。)</p> <p>① 事業名</p> <p>② 目的・内容等</p> <p>③ 実施時期・回数</p> <p>3 管理を安定して行う物的能力及び人的能力について</p> <p>(1) 経営基盤</p> <p>(2) 安定した管理運営を行う人員の配置計画及び研修計画(職員配置・勤務時間・勤務体制図添付)</p> <p>(3) 安全・安心な管理運営のための具体策</p> <p>(4) 市民の平等利用の確保</p> <p>4 その他(熱意、期待できる運営スキルとサービス水準、実績(指定管理者としての実績に限らず、当該施設の指定管理にいかすことのできる業務実績を含む。)等)</p>
--

様式第3号(第2条関係)

収支予算書(年度)

事業名 _____

収入

		年 度	説 明
収入項目			
収入合計			

支出

		年 度	説 明
支出項目			
支出合計			

※1 支出の部の項目欄は、具体的に記入してください。また、説明欄は積算基礎等必要事項を記入してください。

2 申請団体の独自の収支予算書で内容を充足できる場合は、固有の様式でも可とします。

3 収支予算書は、指定期間の会計年度ごとに作成してください。

様式第4号(第3条関係)

発第 号
年 月 日

所在地
名 称
代表者職氏名 様

守谷市長



公の施設の指定管理者指定通知書

年 月 日付けで申請のあった公の施設の指定管理者の指定については、守谷市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

記

1 指定管理者として指定する公の施設の名称及び所在地

2 指定管理者として指定する期間

年 月 日から 年 月 日まで

様式第5号(第5条関係)

年 月 日

守 谷 市 長 あて

所在地
名 称
代表者職氏名



公の施設の指定管理者事業報告書

管理業務を実施したので、守谷市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条の規定に基づき、年度の実施事業の状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 指定管理者として指定する公の施設の名称及び所在地
- 2 管理業務の実施期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 管理業務の実施状況及び利用状況
- 4 使用料又は利用料金に係る収入の実績
- 5 管理に係る経費の収支状況
- 6 その他管理の実態を把握するために必要と指示された事項

様式第6号(第6条関係)

発第 号
年 月 日

所在地
名 称
代表者職氏名 様

守谷市長 ㊟

公の施設の指定管理者指定取消通知書

守谷市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第8条の規定に基づき、公の施設の指定管理者の指定を取り消したので、次のとおり通知します。

- 1 指定管理者として指定を取り消す公の施設の名称及び所在地
- 2 取り消しの理由

注1 この処分不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に守谷市長に異議申し立てをすることができます。

2 この処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に守谷市(訴訟において守谷市を代表する者は守谷市長となります。)を相手として提起することができます。ただし、注1の申し立てをした場合には、当該異議申し立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に処分の取り消しの訴えを提起することができます。

様式第7号(第6条関係)

発第 号
年 月 日

所在地
名 称
代表者職氏名 様

守谷市長 ④

公の施設の管理業務停止命令書

守谷市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第8条の規定に基づき、次のとおり管理業務の停止を命じます。

- 1 指定管理者として管理業務を停止する公の施設の名称及び所在地
- 2 停止の業務
- 3 停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 停止の理由

注1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に守谷市長に異議申し立てをすることができます。

2 この処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に守谷市(訴訟において守谷市を代表する者は守谷市長となります。)を相手として提起することができます。ただし、注1の申し立てをした場合には、当該異議申し立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に処分の取り消しの訴えを提起することができます。

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第2条関係)

様式第3号 (第2条関係)

様式第4号 (第3条関係)

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第6条関係)

様式第7号 (第6条関係)